

住宅修繕・リフォーム資金助成事業

豊島区内に所有する住宅の修繕工事・リフォーム工事を行う方に、工事代金の一部を助成します。

対象者

以下の条件をすべて満たしている方が対象です。

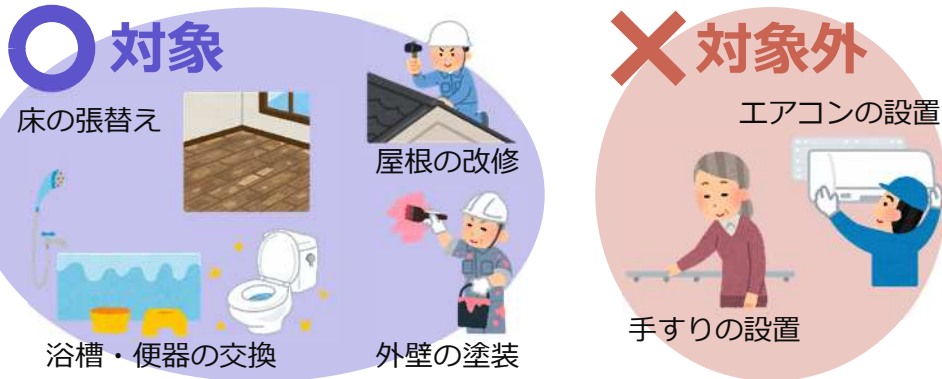
- ①豊島区内に引き続き2年以上居住していること
- ②前年の**世帯**の月額所得が**158,000円**以下であること
※ただし、申込者本人および同居親族全員が60歳以上の世帯などの場合、**214,000円**以下
- ③対象住宅の所有権を有する方、またはその同居親族
- ④住民税を滞納していない世帯であること
- ⑤暴力団員でないこと

対象工事

次に掲げる工事は**対象外**です。

- ①建築確認申請が必要であるもの
- ②修繕工事の結果、建築基準法違反になる可能性があるもの
- ③ほかの住宅改修等に関する助成制度等の対象となるもの
- ④**助成承認前に着手したもの**
- ⑤住宅の修繕やリフォームを伴わない、**簡単な器具設置**
- ⑥住宅の所有権の共有者及び賃借人との同意が見込めないもの

◆対象工事例



上図は一例です。上記で対象とした工事も、細かな条件により対象外となる場合があります。詳しくは住宅・マンション課へお問合せください。

施工業者

助成を受けるためには、**豊島区住宅相談連絡会**へ相談の上、**同会加入業者で施工**をする必要があります。まずは下記連絡先にご相談ください。

まず相談！豊島区住宅相談連絡会

0120-309-379

電話は「東京土建 豊島支部です」と出ますが、豊島区住宅相談連絡会への問い合わせも受け付けていますのでご安心ください。



助成金の申請に必要な書類等も、住宅相談連絡会の相談員がご案内いたします。

助成額

助成対象工事に要した経費（税抜）の **30%**

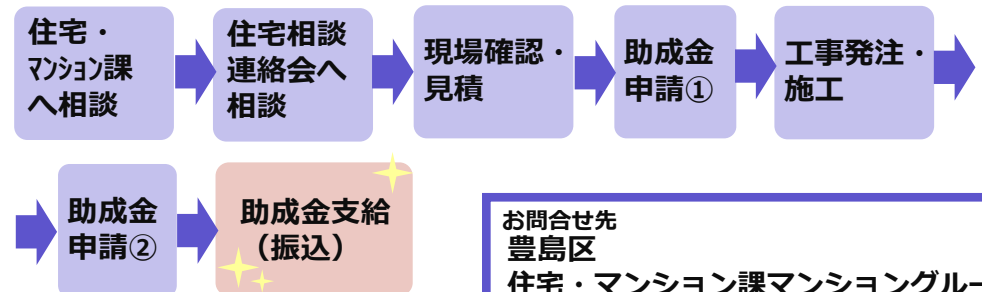
ただし、**上限額**
リフォーム工事：**20万円**
修繕工事：**10万円**

◆リフォーム・修繕の区別について

生活するのが難しいほど劣化した箇所を**元の状態に戻す**工事を修繕、そのまま生活できる状態の箇所を**さらに改善する**ような工事をリフォームとします。

詳しくは個別の工事内容により判断いたしますので、住宅・マンション課へお問合せください。

助成の流れ



お問合せ先
豊島区
住宅・マンション課マンショングループ
03-3981-1385